

中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.36

<平成25年税制改正特集 No.1>

自民党政権に復帰した最初の税制改正ですが、SS経営に大きな影響を与える改正がいくつかあります。

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

第1部 債務超過の解消が容易になります。

私のHP <http://nakazawa-cpa.net/> の債務者区分早見表をご覧ください。
債務超過であると、「正常先」に区分されずに、資金調達に苦勞することになり、経営に支障をきたします。
このため、債務超過を解消することが必要です。

● 債務超過の解消とは

「純資産<0」=「総資産<総負債」

「純資産>0」=「総資産>総負債」

● 解消方法を大別すると

- (債務を増やさずに) 資産を増やす。(贈与を受ける。利益上げる。含み益の実現。増資等)
- (資産を減らさずに) 債務を減らす。(DES、DDS、債務放棄等)

● 多くの方は、「もう会社に入れるお金はないから無理だ」と諦めている方が多く、顧問税理士の担当者に相談しても「方法がない」と言われることが多いので、諦めてしまいます。しかし、「プロ」が見れば、「方法」は沢山ありますが、「課税」の問題があり、「税金を負担できないので『無理』である」ケースが多いのです。しかし、今年の税制改正では、以下の場合には、税金負担「ゼロ」で、債務超過の解消(又は、債務超過額が大幅に減少する)ができるようになります。

● この税制改正で税金負担が「ゼロ」になるのは

- (1) SSの土地(建物も可)は社長(取締役)が所有して、会社に貸している。
- (2) SSの土地は相続で取得しているから、「取得原価はゼロ」である。
- (3) 会社は債務超過である。
- (4) 税務上の繰越欠損金が、債務超過額を同等程度の金額であり、SSの土地の時価程度である。

のSSで、

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| A: 一定の再生計画に基づき | B: 平成13年4月1日から16年3月31日まで |
| C: 一定の要件を満たしている時に限り | D: 一定の手続きの下で |
| E: 社長(取締役)の個人所有の土地・建物を会社に贈与すると | |

● 改正前 ⇒ 個人所有の土地・建物の贈与は、税法上は、「会社に時価で譲渡+時価で贈与」とみなさる「みなし譲渡」となるので、20%の譲渡所得税が課税対象発生した。

● 改正後 ⇒ 「みなし譲渡」課税を不適用となり、20%の譲渡所得税が発生しなくなります。

● 一方、会社は、「受贈益」が発生しますが、(4)であれば、法人税も課税されません。今後、「税法改正」、「施行規則の改正」、「通達の改正」といった手順で、一定の要件等が決まりますが、「一定の再生計画」の中に、「経営革新等支援機関の作成した再生計画」が入るものと予想しています。

● この税制改正により、多くのSSが債務超過から脱却し、財務の健全化を達成し、生き残ることができるものと推察します。また、現物出資した場合等の「みなし譲渡」はどうなるか等も注視することが必要です。
適用期間は「3年間」限定ですから、早めの対応が必要になります。

第2部 富裕者層の課税強化：最高税率の上昇

※次回No37のメルマガで、<平成25年税制改正特集No2>として「相続税大幅増税と事業承継税制の改正」を解説します

● ここ数年、民主党政権下でも議論されていた、消費税増税とセットになった富裕者層の課税強化となりそうです。

● 個人所得税最高税率： 現在 **50%** (1,800万円超は所得税40%、住民税10%)

改正後 **55%** (4,000万円超は所得税45%、住民税10%)

● 相続税・贈与税： 現在 **50%** (相続税3億円超、贈与税1,000万円超は50%)

改正後 **55%** (相続税6億円超、贈与税3,000万円(又は4,500万円)以上)

● 5%位の上昇は「小さい」とお考えの方もいるかと思いますが、戦後、一貫して税額が下がっておりましたので、一転して富裕者層の課税が強化されること、また、半分以上が税金となることでの心理的な影響が大きいと予想されます。